コミュニティ助成事業補助金

1．担当、問合せ先

（１）　一般コミュニティ助成事業
（２）　コミュニティセンター助成事業
（３）　地域防災組織育成助成事業

（１）及び（２）・・・総務課　行政総務室　【電話】５２－２１１１
（３）・・・・・・・・・　〃　　防災危機管理室　【電話】５２－１７００

2．目的

自治会・自主防災組織へコミュニティ活動に直接必要な設備等の購入費を助成することにより、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

3．内容、要件等

事業区分	助成内容及び事業例	助　成　額
（１） 一般コミュニティ 助成事業	**・コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備** 例：祭り用備品（太鼓、御輿、山車、法被、提灯等）、公民館備品（調理用機器、冷暖房器具、机、イス、テレビ等）、イベント用テント、除雪機、草刈機、遊具、広場の整備、基礎工事を伴わない東屋等。ただし、駐車場、トイレ、電球のみの整備等は対象外。	100 万円以上 250 万円以内
（２） コミュニティセンター 助成事業	**・認可地縁団体が行う部落公民館の建設又は大規模修繕** 例：建築主体工事、電気・機械設備工事、建物登記費用、設計監理料。ただし、土地取得費、造成費、既存施設の解体費は対象外。	対象事業費の５分の３以内（上限 2,000 万円）
（３） 地域防災組織 育成助成事業	**・自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備** 例：無線機、ヘルメット、ヘッドライト、投光器、発電機、メガホン等防災資材の購入、基礎工事を伴わない簡易倉庫・収納庫	30 万円以上 200 万円以内

○　過去１０年以内に「（３）地域防災組織育成助成事業」を除く同種事業について補助を受けている団体は、対象となりません。

○　補助金の額は、１０万円単位となっており、１０万円未満は切り捨てとします。

○　国の助成制度等を受ける場合は、対象となりません。

４．申請手続

○　申請は例年９月～１０月上旬頃に翌年度分の申請を受け付けています。事前に区長さん宛てに案内通知を送付いたしますので、ご確認下さい。

○　申請に必要な書類は、以下のとおりです。

（１）　コミュニティ助成事業助成金交付申請書
（２）　コミュニティ助成事業計画書
（３）　自治会、町内会の規約・会則
（４）　自治会の年間事業計画
（５）　最新の収支予算書
（６）　事業計画に関する図面、備品等の見積書、カタログ(カラー)等
（７）　土地の賃貸借契約等の説明書類(第三者の土地上で事業実施する場合)
（８）　土地登記簿謄本(広場の整備や遊具の設置など土地を要する事業の場合)
（９）　事業予定地の現況写真(広場の整備や遊具の設置など土地を要する事業の場合)

○　コミュニティセンター助成事業については、以下も必要となります。

（１）　建物工事の事業内容が分かるもの及び工事費等の見積書
（２）　建物工事に関する図面(配置図、平面図、立面図)
（３）　財源に関する資料(預金通帳のコピー等)
（４）　公民館建設の決定に対する住民の総意が分かる資料(総会議事録)
（５）　履歴事項全部証明書(建物・土地登記簿謄本)原本
（６）　公図原本
（７）　事業予定施設の建設又は改修の必要性・緊急性の分かる写真１０枚程度(１枚ごとにどこの箇所でどのような状況になっているかが分かるコメントをつけて下さい。)

○　申請書提出先

（１）及び（２）・・・総務課　行 政 総 務 室　【電話】５２－２１１１
（３）・・・・・・・・　〃　　防災危機管理室　【電話】５２－１７００

5．その他(注意事項)

○　募集期間が短いため、事前に部落内での合意形成や書類整備などの準備が必要です。

○　事業は必ずしも採択されるものではなく、一般財団法人自治総合センターが事業効果や必要性等を考慮し、最終的な助成決定を行いますので、予めご了承下さい。

○　宝くじの売上の一部を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は設備等には、全て宝くじの広報表示を行って下さい。なお、表示にかかる経費は助成対象となっています。

6．実績

○　令和５年度は、除雪機やエアコン等の公民館備品の整備などの各事業が実施され、地域活動の活性化に役立っています。

事業実施主体	助成額
下市公民館	2,200,000 円
逢東自治公民館	1,600,000 円
上三本杉自主防災会	2,000,000 円

【下市公民館】

エアコン他コミュニティ活動備品の整備

【逢東自治公民館】

エアコン

【上三本杉自主防災会】

小型動力消防ポンプ